

1.（カードの利用）

各種カードローン口座(以下「ローン口座」といいます。)について発行した「ローンカード」(以下これを「カード」といいます。)は、それぞれ当該ローン口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、および当金庫がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用してローンの返済または預金の預入れをする場合
- (2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用してローンの借入れまたは預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機（振込みを行なうことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金をローン口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他、残高照会、振替等、当金庫所定の取引をする場合

2.（預金機によるローンの返済または預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用してローンの返済または預金の預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード(またはカードと通帳)を挿入し現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機によるローンの返済または預金の預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また1回あたりのローンの返済または預金の預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) ローン口座について「現金自動預金機専用通帳」を発行した場合は、「お取扱明細票」を綴込み保管してください。
- (4) ローン専用口座への融資残高(貸越)を超える入金(返済を含む)はできません。ただし、当金庫の本支店でのお金が貸越残高を超える場合は貸越残高を超える部分をご指定の返済用口座へ入金いたします。

3.（支払機によるローンの借入れまたは預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用してローンの借入れまたは預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機によるローンの借入れまたは預金の払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日当たりのローンの借入れまたは預金の払戻しについては当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合にはその届出の金額および回数範囲内とします。
- (4) 支払機を使用してローンの借入れまたは預金の払戻しをする場合に、請求金額と後記第5条2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額がローンの借入れまたは預金の払戻しができる金額を超えるときは、その借入れまたは払戻しはできません。

4.（振込機による振込）

振込機を利用して振込資金をローン口座からの借入れまたは預金の払戻しにより振替え、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合におけるローンの借入れまたは預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5.（自動機利用手数料等）

- (1) 預金機を使用してローンの返済または預金の預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用してローンの借入れまたは預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料はローンの返済・借入および預金の預入れ・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その返済・借入れおよび預金の預入れ・払戻しをした口座から自動的に引落とします。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の引落し時に、通帳および払戻請求書なしで、その借入れまたは払戻しをした口座から自動的に引落とします。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱）

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードによりローンの返済または預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電・故障等により支払機による取扱ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードによりローンの借入れまたは預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項によるローンの返済または借入れおよび預金の預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求められることがあります。
- (4) 停電・故障等により振込機による取扱ができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

(5) カードによる窓口でのローンの返済または借入れおよび預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (カードによるローンの返済金額または借入金額および預金の預入金額または払戻金額等の通帳記入)

当金庫が「カードローン通帳」を発行したローン口座については、カードによるローンの返済金額または借入金額および預金の預入金額または払戻金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または通帳記帳提携信用金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、ローンの返済金額または借入金額および預金の預入金額または払戻金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

8. (カード・暗証番号の管理等)

(1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえローンの貸出しまたは預金の払戻しを行いません。当金庫の窓口の取扱いにおいても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取り扱いをいたします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによるローンの借入れまたは預金の払戻し停止の措置を講じます。なお、支払機によるローンの借入れまたは預金の払戻しの際に入力された暗証番号について、当金庫所定の方法により推測されやすいと思われるものは、その旨を表示しますので、適宜変更してください。

(3) カードの盗難、紛失等の場合は、当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

9. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

10. 各種届出事項の変更等

カードにかかる氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。

11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先、振込提携先の責任についても同様とします。

12. (解約、カードの利用停止等)

(1) ローン口座を解約する場合またはカードの利用をやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、未処理取引がある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第13条に定める規定に違反した場合。

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合。

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

13. (譲渡・質入の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、各種カードローン規定および振込規定により取扱います。

15. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上